



しあわせ多彩区

令和 **9** 年度まで
助成大幅 **アップ!**

木造住宅の 補強設計・耐震改修工事 助成制度

対象建築物

- 以下の①または②に該当するもの
 - ① 品川区の耐震診断助成を受けた建築物
 - ② (同時申請の場合) 東京都木造住宅耐震診断登録事務所による耐震診断を受けた建築物 (区の診断助成を受けなくても可)
- 平成12年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅
 - ※ 昭和56年6月1日以降は在来軸組工法に限る (パネル工法等は対象外)
 - ※ 住宅部分が1/2以上を占める併用住宅は対象 (店舗、事務所、工場などと併用)
 - ※ 混構造は対象外 (鉄骨造、鉄筋コンクリート造などを組み合わせた建物)
- 個人所有の建物

対象者

- 建築物の所有者
 - ※ 共有の場合 ▶ 代表者
 - ※ 長屋の場合 ▶ 建物全体で合意のうえ、代表者
 - ※ 借地の場合
耐震改修工事を行う際には同意書が必要です

助成制度

補強設計と耐震改修工事を**同時申請**する制度ができました！
同時申請のほうが助成率・助成額ともに**有利**です！

《同時申請する場合》

補強設計 + 耐震改修工事

助成率 **2/3**
戸建て等 **400万円**まで
共同住宅 **600万円**まで

《それぞれ申請する場合》

補強設計

助成率 **1/2**
共通 **30万円**まで

耐震改修工事

助成率 **1/2**
戸建て等 **300万円**まで
共同住宅 **450万円**まで

条件・その他

- Iw値1.0以上になるよう建物全体の耐震改修工事を行うこと
- 補強設計を行った設計者を原則として**工事監理者**とすること
- ※ 固定資産税や所得税等の減免措置の対象となる場合あり

注意事項

- 法令に不適合部分がある場合：補強設計では是正内容を示し、耐震改修と同時に是正工事が必要です
- 建物・庇・塀などが道路にはみ出している場合は、減築やセットバックが必要になる場合があります
- 敷地が道路に接していないなど、建て替えができない敷地の建物は助成対象外です
- 地盤や周囲の擁壁に問題がある場合：工事が行えない場合があります
- 耐震性能の向上と直接関係のない工事費は助成対象外となります
- 設計・工事を途中で中止した場合、助成金の交付ができないことがあります
- 同時申請の場合、途中で中止した場合は上乗せ分の助成 (割合・金額) は適用されません

申請期限

申込み ▶ 令和7年12月5日 (金) 完了届 ▶ 令和8年1月30日 (金)

お問合せ

品川区 建築課 耐震化促進担当

電話 03-5742-6634 Fax 03-5742-6898
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階



区ホームページから
電子申請できます！

令和7年度版 8月改定

手続きの流れと必要書類《補強設計・耐震改修工事》

1 助成金交付申請書を提出

《申請書》

同時申請 または 耐震改修工事

- 『住宅等 耐震改修工事等 助成金交付申請書』

補強設計

- 『住宅等 耐震補強設計 助成金交付申請書』

《共通書類》

- 全部事項証明書（建物・土地）・公図
- 固定資産税納税通知書・課税明細書（最新年度）
- 本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）、住民票等）
- 建物の位置が特定できる地図（住宅地図など）
- 現地写真（撮影日記載、一週間以内、建物全体、敷地全体）

- 設計者・工事監理者の建築士免許証
- 申請対象の見積書（設計費・工事監理費・工事費など）
- 工程表（予定）

- 耐震診断結果報告書

《該当する方のみ必要な書類》

- 複数所有者：委任状（全員分）
- 併用住宅：間取り図、面積表
- 借地：土地所有者の承諾書

補強設計から助成を受ける場合

- 建物の外観写真

耐震改修工事申請（それぞれの場合）

- 耐震補強設計図書（精密診断・補強設計）

※ 同年度内に提出した書類は再提出不要です ※ 添付書類はコピー（写し）で問題ありません

補強設計

同時申請する場合

耐震改修工事

2 区から 交付決定通知書 が届く

『耐震改修工事等（または補強設計）交付決定通知書』が区から届くまでお待ちください

3 工事契約を締結・着手届を提出

補強設計、工事監理、または耐震改修工事についての契約を結ぶ

- 『住宅等耐震改修工事等（又は補強設計）着手届』
- 契約書（写し）
- 工程表（変更がある場合）

4 精密診断と補強設計を実施

現地調査→設計→打合せ

5 補強設計図書を提出（2部）

- 精密診断・補強設計図書（2部）

※違反部分の是正工事含む
※内容確認後に一部返却します

- 『中間検査申請書』
- 精密診断・補強設計図書（2部）

※違反部分の是正工事含む
※内容確認後に一部返却します

(6) 完了届を提出

- 『耐震補強設計完了届』
- 領収書

(7) 額確定通知書が届く

金額を確認して交付請求書を提出してください

(8) 交付請求書を提出

- 交付請求書
- 口座振替依頼書

(9) 指定口座に入金

提出から約1か月後に入金予定です

6 申請額に変更がある場合

- 『変更申請書』 ※ 助成額変更または
- 『変更届出書』 ※ 額変更なし
- 工事費の見積書 ※ 耐震改修と別途工事と分けた明細含む
- 工事監理費の見積書
- 工程表 ※ 中間検査、是正工事の予定含む

《工事中に変更があった場合》
→すぐ連絡してください

- 計算書一式、図面などで内容確認後に工事を再開してください

《4》耐震改修工事 を実施

工事実施（是正工事含む）
中間検査を申請する

《5》中間検査 を実施

- 『中間検査申請書』
 - 変更箇所資料等
- ※違反部分の是正確認も行います

《6》完了届 等を提出

- 完了届
- 領収書
- 工事監理報告書
- 施工写真 ※ 補強箇所すべて
- 計算書・図面など（変更箇所）

《7》額確定通知書が届く

金額を確認して交付請求書を提出してください

《8》交付請求書を提出

- 交付請求書
- 口座振替依頼書

《9》指定口座に入金

提出から約1か月後に入金予定です